

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十八条の二第一項第三号並びに第二十八条の三第一項及び第二項第四号において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十二條の二の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第十四条第二項に規定する者（施行規則第二条の二第一項の表の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2から8まで 〔略〕</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第二十八条の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条にお</p> | <p>地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十八条の二第一項第三号及び第二十八条の三第一項_____において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十二條の二の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第十四条第二項に規定する者（施行規則第二条の二第一項の表の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2から8まで 〔略〕</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第二十八条の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条にお</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>いて「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 所得割の納税義務者(合計所得金額が千万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第三百十三條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第一項第二号において同じ。)(合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る_____。)の氏名</p> <p>三及び四 [略]</p> <p>2から4まで [略]</p> <p>5 給与所得者は、第一項及び第三項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第四十八條の九の七の二において準用する令第八條の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第五項及び第五十六條第三項において同じ。)により提供すること</p> | <p>いて「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 所得割の納税義務者(合計所得金額が千万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第三百十三條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、_____合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。)の氏名</p> <p>三及び四 [略]</p> <p>2から4まで [略]</p> <p>5 給与所得者は、第一項及び第三項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第四十八條の九の七の二において準用する令第八條の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第四項及び第五十六條第三項において同じ。)により提供すること</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>ができる。</p> <p>6 〔略〕</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p><u>第二十八条の三 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>一 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p><u>二 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第十三条第一項第一号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第三号において同じ。）（退職手当等（第四十八条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に</u></p> | <p>ができる。</p> <p>6 〔略〕</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p><u>第二十八条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第四十八条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。第二号において同じ。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p><u>三 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第十三条第一項第一号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第四十八条の九の七の三に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p><u>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>一 公的年金等支払者の名称</u></p> <p><u>二 公的年金等受給者が、法第三百十四条の二第一項第六号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p><u>三 特定配偶者の氏名</u></p> <p><u>四 扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p><u>五 その他施行規則で定める事項</u></p> <p><u>3 第一項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出</u></p> | <p><u>一 当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p><u>二 特定配偶者の氏名</u></p> <p><u>三 扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p><u>四 その他施行規則で定める事項</u></p> <p><u>2 前項 又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>した<u>第一項又は同条第一項の規定による申告書に</u> _____ 記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第一項又は法第三百七条の三の三第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第一項又は同条第一項の規定による申告書を提出する</u> _____ ことができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令<u>第四十八条の九の八</u> _____ において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における<u>第四項の規定の適用</u>については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第七十条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地<u>又は家屋</u>にあつては三十万円 _____、償却資産にあつては百</p> | <p>した<u>前項</u> 又は法第三百七条の三の三<u>第一項の規定による申告書に記載した事項と</u>異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項</u> 又は法第三百七条の三の三<u>第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項</u> 又は法第三百七条の三の三<u>第一項の規定による申告書を提出することができる</u>。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令<u>第四十八条の九の七の三</u> _____ において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における<u>第三項の規定の適用</u>については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第七十条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地 _____ にあつては三十万円、家屋に<u>あつては二十万円</u>、償却資産にあつては百</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>八十万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>(国民健康保険税の課税額)</p> <p>第百五十九条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、</u> <u>介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>二及び三 〔略〕</p> <p><u>四 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に</u></p> | <p><u>五十万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>(国民健康保険税の課税額)</p> <p>第百五十九条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び</u> <u>介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>二及び三 〔略〕</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 前項第一号の基礎課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>六十七万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>六十七万円</u>とする。</p> <p>3 第一項第二号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が二十六万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、二十六万円とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>第一項第四号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する十八歳以上被保険者（法第七百三条の四第三十項に規定する十八歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した十八歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が三万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、三万円とする。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> | <p>2 前項第一号の基礎課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>六十六万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>六十六万円</u>とする。</p> <p>3 第一項第二号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が二十六万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、二十六万円とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>属する被保険者が属する世帯であって特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第三号、<u>第六十五条、第六十七条の六及び第七十九条第一項において同じ。</u>）以外の世帯 <u>二万三千八百二十円</u></p> <p>二 特定世帯 <u>一万一千九百十円</u></p> <p>三 特定継続世帯 <u>一万七千八百六十五円</u> <u>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）</u></p> <p><u>第六十七条の三 第一百五十九条第五項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に百分の〇・三を乗じて算定する。</u> <u>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）</u></p> <p><u>第六十七条の四 第一百五十九条第五項の被保険者均等割額は、被保険者一人について千三百三十円とする。</u> <u>（十八歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の十八歳以上被保険者均等割額）</u></p> <p><u>第六十七条の五 第一百五十九条第五項の十八歳以上被保険者均等割額は、十八歳以上被保険者一人について七十円とする。</u> <u>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）</u></p> <p><u>第六十七条の六 第一百五十九条第五項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> | <p>属する被保険者が属する世帯であって特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第三号、<u>第六十五条</u> <u>及び第七十九条第一項において同じ。</u>）以外の世帯 <u>二万四千七百二十円</u></p> <p>二 特定世帯 <u>一万二千三百六十円</u></p> <p>三 特定継続世帯 <u>一万八千五百四十円</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>一 <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</u> <u>九百円</u></p> <p>二 <u>特定世帯 四百五十円</u></p> <p>三 <u>特定継続世帯 六百七十五円</u></p> <p>(国民健康保険税の納期)</p> <p>第七十条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第七十一条</u> の規定によって課する国民健康保険税の納 期は、納税通知書に定めるところによる。 <u>(普通徴収に係る国民健康保険税の前納に</u> <u>係る納期)</u></p> <p><u>第七十条の二 前条第一項の規定にかかわ</u> <u>らず、法第三百十八条の規定により個人の</u> <u>市民税の賦課期日とされている当該年度の</u> <u>初日の属する年の一月一日に日本国内に住</u> <u>所を有していなかった者が世帯主となって</u> <u>いる世帯(以下「世帯主が一月一日に日本</u> <u>国内に住所を有していなかった世帯」とい</u> <u>う。)</u>においては、<u>普通徴収によって徴収</u> <u>する国民健康保険税の納期は、同項に掲げ</u> <u>る第一期とする。ただし、市長は、当該世</u> <u>帯において、特別の事情があると認める場</u> <u>合には、当該世帯における普通徴収によっ</u> <u>て徴収する国民健康保険税の納期は、同項</u> <u>に掲げる納期とする。</u></p> <p>2 <u>前条第二項の規定にかかわらず、世帯主</u> <u>が一月一日に日本国内に住所を有していな</u> <u>かった世帯において、次条の規定によって</u> <u>課する国民健康保険税の納期は、前条第一</u> <u>項に掲げる期間のうち、次条の規定による</u> <u>算定を行った日の翌日以降を始期とする期</u> <u>間で最も早く到来するものとする。ただし、</u> <u>市長は、当該世帯において、特別の事情が</u> <u>あると認める場合には、当該世帯に課する</u> <u>国民健康保険税の納期は、前条第二項の規</u></p> | <p>(国民健康保険税の納期)</p> <p>第七十条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次条</u> の規定によって課する国民健康保険税の納 期は、納税通知書に定めるところによる。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p><u>定に定めるところによる。</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第七十九条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第五十九条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>六十七万円</u>を超える場合には、<u>六十七万円</u>）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>二十六万円</u>を超える場合には、<u>二十六万円</u>）、<u>同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）並びに同条第五項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からトからリまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が三万円を超える場合には、三万円）</u>の合算額とする。</p> <p>一 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>四十三万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係</p> | <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第七十九条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第五十九条第二項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>六十六万円</u>を超える場合には、<u>六十六万円</u>）、同条第三項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>二十六万円</u>を超える場合には、<u>二十六万円</u>）<u>並びに同条第四項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の合算額とする。</p> <p>一 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>四十三万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあっては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について <u>一万三千四十八円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>一万六千六百七十四円</u></p> <p>（2） 特定世帯 <u>八千三百三十七円</u></p> <p>（3） 特定継続世帯 <u>一万二千五百五円</u></p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人につ</p> | <p>る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあっては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について <u>一万四千二十八円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>一万七千三百四円</u></p> <p>（2） 特定世帯 <u>八千六百五十二円</u></p> <p>（3） 特定継続世帯 <u>一万二千九百七十八円</u></p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人につ</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>いて 四千四百五十二円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 五千三百七十六円</p> <p>(2) 特定世帯 二千六百八十八円</p> <p>(3) 特定継続世帯 四千三十二円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 六千四百八十二円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 三千百七十八円</p> <p><u>ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 九百三十一円</u></p> <p><u>チ 十八歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の十八歳以上被保険者均等割額 十八歳以上被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 四十九円</u></p> <p>リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 六百三十円</p> | <p>いて 四千四百五十二円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 五千三百七十六円</p> <p>(2) 特定世帯 二千六百八十八円</p> <p>(3) 特定継続世帯 四千三十二円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 六千四百八十二円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 三千百七十八円</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(2) <u>特定世帯 三百十五円</u></p> <p>(3) <u>特定継続世帯 四百七十二円</u></p> <p>ニ 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>三十一万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について <u>九千三百二十円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>一万一千九百十円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>五千九百五十五円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>八千九百三十二円</u></p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について <u>三千百八十円</u></p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期</p> | <p>ニ 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>三十万五千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について <u>一万二十円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>一万二千三百六十円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>六千百八十円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>九千二百七十円</u></p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について <u>三千百八十円</u></p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 三千八百四十円</p> <p>(2) 特定世帯 千九百二十円</p> <p>(3) 特定継続世帯 二千八百八十円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 四千六百三十円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 二千二百七十円</p> <p>ト <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 六百六十五円</u></p> <p>チ <u>十八歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の十八歳以上被保険者均等割額 十八歳以上被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 三十五円</u></p> <p>リ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 四百五十円</u></p> <p><u>(2) 特定世帯 二百二十五円</u></p> | <p>高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 三千八百四十円</p> <p>(2) 特定世帯 千九百二十円</p> <p>(3) 特定継続世帯 二千八百八十円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 四千六百三十円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 二千二百七十円</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(3) <u>特定継続世帯 三百三十七円</u></p> <p>三 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>五十七万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について <u>三千七百二十八円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>四千七百六十四円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>二千三百八十二円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>三千五百七十三円</u></p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 千二百七十二円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割</p> | <p>三 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>五十六万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前二号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について <u>四千八円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>四千九百四十四円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>二千四百七十二円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>三千七百八円</u></p> <p>ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。）一人について 千二百七十二円</p> <p>ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 千五百三十六円</p> <p>(2) 特定世帯 七百六十八円</p> <p>(3) 特定継続世帯 千百五十二円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 千八百五十二円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 九百八円</p> <p>ト <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 二百六十六円</u></p> <p>チ <u>十八歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の十八歳以上被保険者均等割額 十八歳以上被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 十四円</u></p> <p>リ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 百八十円</u></p> <p><u>(2) 特定世帯 九十円</u></p> <p><u>(3) 特定継続世帯 百三十五円</u></p> | <p>額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 千五百三十六円</p> <p>(2) 特定世帯 七百六十八円</p> <p>(3) 特定継続世帯 千百五十二円</p> <p>ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第百五十八条第二項に規定する世帯主を除く。)一人について 千八百五十二円</p> <p>ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 一世帯について 九百八円</p> |
| <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三</p> | <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>一 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>イ 前項第一号イに規定する金額を減額した世帯 <u>二千七百九十六円</u></p> <p>ロ 前項第二号イに規定する金額を減額した世帯 <u>四千六百六十円</u></p> <p>ハ 前項第三号イに規定する金額を減額した世帯 <u>七千四百五十六円</u></p> <p>ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>九千三百二十円</u></p> <p>二 [略]</p> <p>三 <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>イ 前項第一号トに規定する金額を減額した世帯 <u>百九十九円</u></p> <p>ロ 前項第二号トに規定する金額を減額した世帯 <u>三百三十二円</u></p> <p>ハ 前項第三号トに規定する金額を減額</p> | <p>十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>一 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>イ 前項第一号イに規定する金額を減額した世帯 <u>三千六円</u></p> <p>ロ 前項第二号イに規定する金額を減額した世帯 <u>五千十円</u></p> <p>ハ 前項第三号イに規定する金額を減額した世帯 <u>八千十六円</u></p> <p>ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>一万二十円</u></p> <p>二 [略]</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>した世帯 五百三十二円</u></p> <p style="text-align: center;"><u>三 イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 六百六十五円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第五十六条の八十九第四項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び<u>十八歳以上被保険者均等割額</u>（第一項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び<u>十八歳以上被保険者均等割額</u>）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び<u>十八歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>一 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第百六十条の規定により算定した所得割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（<u>施行規則第二十四条の三十の六</u>に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>二から六まで [略]</p> <p><u>七 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第百六十七条の三の規定により算定した所得割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の<u>産前産後期間のうち当該年度に属する月</u></p> | <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第五十六条の八十九第四項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び <u>被保険者均等割額</u> _____（第一項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額 _____）は、当該所得割額及び <u>被保険者均等割額</u> _____ から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>一 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第百六十条の規定により算定した所得割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（<u>施行規則第二十四条の三十の五</u>に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>二から六まで [略]</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p><u>数を乗じて得た額</u></p> <p><u>八 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第百六十七条の四の規定により算定した被保険者均等割額（第一項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>九 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の十八歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第百六十七条の五の規定により算定した十八歳以上被保険者均等割額（第一項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の十八歳以上被保険者均等割額）の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「十八歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する十八歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前三項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とす</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>る。</p> <p>附 則 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第十三条 平成三十年度以後</p> <p>の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第四条の五第三項の規定に該当する場合における第十九条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第二号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の五第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> | <p>附 則 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第十三条 平成三十年度から令和九年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第四条の五第三項の規定に該当する場合における第十九条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第二号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の五第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p><u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u></p> <p>第十六条の二 <u>平成二十年度から平成二十八年</u> <u>年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第五条の四第六項に規定するところにより控除すべき額（第三項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第二十条及び第二十二條の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第二十三条及び第二十四条第一項の規定の適</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p><u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u></p> <p><u>第十六条の二</u> 平成二十二年度から令和二十五年まで各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（<u>同法第四十一条第一項に規定する居住年が平成二十一年から令和十二年までの各年である場合に限る。</u>）には</p> <p>_____、<u>法附則第五条の四第五項</u>（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第二十条及び第二十二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第</p> | <p><u>用については、第二十三条中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十六条の二第一項」と、同項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第十六条の二第一項」とする。</u></p> <p>3 <u>第一項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第五条の四第九項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>第十六条の二の二</u> 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。</u>）において、<u>前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第五項</u>（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第二十条及び第二十二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>その時までに提出された第二十八条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ないと市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第六条第五項に規定する場合において、第二十七条第一項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第二十三条まで、附則第十五条第一項、附則第十六条の二第一項_____及び附則第十六条の三の規定にかかわらず、法附則第六条第五項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(寄附金税額控除の特例)</p> <p>第十八条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第七条第十二項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(同条第十三項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第七条の二第四項(法附則第七条の三第三項又は第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第二十</p> | <p>その時までに提出された第二十八条第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ないと市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第六条第五項に規定する場合において、第二十七条第一項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第二十三条まで、附則第十五条第一項、附則第十六条の二第一項、附則第十六条の二の二第一項及び附則第十六条の三の規定にかかわらず、法附則第六条第五項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(寄附金税額控除の特例)</p> <p>第十八条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第七条第十二項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(同条第十三項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第七条の二第四項_____に規定するところにより控除すべき額を、第二十</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>二条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> | <p>二条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> |
| <p>(法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合)</p> | <p>(法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合)</p> |
| <p>第二十条 [略]</p> | <p>第二十条 [略]</p> |
| <p>2 [略]</p> | <p>2 [略]</p> |
| <p>3 法附則第十五条第二十項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> | <p>3 法附則第十五条第二十一項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> |
| <p>4 法附則第十五条第二十一項第一号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> | <p>4 法附則第十五条第二十二項第一号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> |
| <p>5 法附則第十五条第二十一項第二号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> | <p>5 法附則第十五条第二十二項第二号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> |
| <p>6 法附則第十五条第二十一項第三号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> | <p>6 法附則第十五条第二十二項第三号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> |
| <p>7 法附則第十五条第二十二項第一号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> | <p>7 法附則第十五条第二十三項第一号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> |
| <p>8 法附則第十五条第二十二項第二号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> | <p>8 法附則第十五条第二十三項第二号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> |
| <p>9 法附則第十五条第二十四項第一号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> | <p>9 法附則第十五条第二十五項第一号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> |
| <p>10 法附則第十五条第二十四項第一号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> | <p>10 法附則第十五条第二十五項第一号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> |
| <p>11 法附則第十五条第二十四項第一号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> | <p>11 法附則第十五条第二十五項第一号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> |
| <p>12 法附則第十五条第二十四項第一号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。</p> | <p>12 法附則第十五条第二十五項第一号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。</p> |
| <p>13 法附則第十五条第二十四項第二号に規定する設備について同号に規定する条例で</p> | <p>13 法附則第十五条第二十五項第二号に規定する設備について同号に規定する条例で</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>定める割合は、<u>五分の三</u>とする。</p> <p>14 法附則第十五条第二十四項第三号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>三分の二</u>とする。</p> <p>15 法附則第十五条第二十四項第三号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>三分の二</u>とする。</p> <p>16 法附則第十五条第二十四項第四号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>四分の三</u>とする。</p> <p>17 法附則第十五条第二十七項に規定する条例で定める割合は、<u>三分の二</u>とする。</p> <p>18 法附則第十五条第三十一項に規定する条例で定める割合は、<u>三分の二</u>とする。</p> <p>19 法附則第十五条第三十五項に規定する条例で定める割合は、<u>三分の二</u>とする。</p> <p>20 法附則第十五条第三十六項に規定する条例で定める割合は、<u>二分の一</u>とする。</p> <p>21 [略]</p> <p>22 [略]</p> <p>23 法附則第十五条の十一第一項に規定する条例で定める割合は、<u>三分の一</u>とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申</p> | <p>定める割合は、<u>七分の六</u>とする。</p> <p>14 法附則第十五条第二十五項第三号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>四分の三</u>とする。</p> <p>15 法附則第十五条第二十五項第三号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>四分の三</u>とする。</p> <p>16 法附則第十五条第二十五項第三号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>四分の三</u>とする。</p> <p>17 法附則第十五条第二十五項第四号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>二分の一</u>とする。</p> <p>18 法附則第十五条第二十五項第四号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>二分の一</u>とする。</p> <p>19 法附則第十五条第二十五項第四号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>二分の一</u>とする。</p> <p>20 法附則第十五条第二十八項に規定する条例で定める割合は、<u>三分の二</u>とする。</p> <p>21 法附則第十五条第三十二項に規定する条例で定める割合は、<u>三分の二</u>とする。</p> <p>22 法附則第十五条第三十六項に規定する条例で定める割合は、<u>三分の二</u>とする。</p> <p>23 法附則第十五条第三十七項に規定する条例で定める割合は、<u>二分の一</u>とする。</p> <p>24 [略]</p> <p>25 [略]</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>告)</p> <p>第二十一条 〔略〕</p> <p>2から6まで 〔略〕</p> <p>7 法附則第十五条の九第一項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第十二条第二十項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から六まで 〔略〕</p> <p>8 法附則第十五条の九第四項の高齢者等居住改修住宅又は同条第五項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第四項に規定する居住安全改修工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第九項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>四 令附則第十二条第二十四項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>五 〔略〕</p> <p>六 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第十二条第二十五項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>七 〔略〕</p> <p>9 法附則第十五条の九第九項の熱損失防止</p> | <p>告)</p> <p>第二十一条 〔略〕</p> <p>2から6まで 〔略〕</p> <p>7 法附則第十五条の九第一項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第十二条第十九項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から六まで 〔略〕</p> <p>8 法附則第十五条の九第四項の高齢者等居住改修住宅又は同条第五項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第四項に規定する居住安全改修工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第九項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から三まで 〔略〕</p> <p>四 令附則第十二条第二十三項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>五 〔略〕</p> <p>六 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第十二条第二十四項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>七 〔略〕</p> <p>9 法附則第十五条の九第九項の熱損失防止</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>改修等住宅又は同条第十項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第九項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>五 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第十二条第三十二項に規定する補助金等</p> <p>六 〔略〕</p> <p>10 〔略〕</p> <p>11 法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第五項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十二項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>五 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第十二条第三十二項に規定する補助金等</p> <p>六 〔略〕</p> <p>12及び13 〔略〕</p> <p>14 法附則第十五条の十第一項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から三月以内</p> | <p>改修等住宅又は同条第十項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第九項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>五 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等</p> <p>六 〔略〕</p> <p>10 〔略〕</p> <p>11 法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第五項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十二項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>一から四まで 〔略〕</p> <p>五 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等</p> <p>六 〔略〕</p> <p>12及び13 〔略〕</p> <p>14 法附則第十五条の十第一項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から三月以内</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第三十三条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（<u>次項及び第三項</u>において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第百六条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税</u>に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>3 法附則第三十条第三項の規定の適用を受ける三輪以上の同項_____に規定するガソリン軽自動車（以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第百六条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和八年度分</u>_____の軽自動車税に限り、同条第二号イ（2）中「三千九百円」とあるのは「二</p> | <p>第三十三条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（<u>以下この条</u>_____において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第百六条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税</u>に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>3 法附則第三十条第三項の規定の適用を受ける三輪以上の<u>法第四百四十六条第一項第三号</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項<u>及び次項</u>_____において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第百六条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税</u>に限り、同条第二号イ（2）中「三千九百円」とあるのは「二</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>千円」と、同号イ（３）（ｉ）中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」とする。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第三十四条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第二項又は第三項の<u>規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>2及び3 [略]</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第三十四条の三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十二條から第二十三條まで、第二十四條第一項、附則第十五條第一項及び</p> | <p>千円」と、同号イ（３）（ｉ）中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」とする。</p> <p><u>4 法附則第三十条第四項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第六六條の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、同条第二号イ（２）中「三千九百円」とあるのは「三千円」と、同号イ（３）（ｉ）中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」とする。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第三十四条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 [略]</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第三十四条の三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二十二條から第二十三條まで、第二十四條第一項、附則第十五條第一項、附</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>三から五まで 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第三十六条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第二十二條から第二十三條まで、第二十四條第一項、附則第十五條第一項及び<u>附則第十六條の二第一項</u> _____の規定の適用については、第二十二條中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十六條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項前段、第二十三條、第二十四條第一項、附則第十五條第一項及び附則第十六條の二第一項 _____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十六條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十六條第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と</p> | <p><u>則第十六條の二の二第一項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>三から五まで 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第三十六条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第二十二條から第二十三條まで、第二十四條第一項、附則第十五條第一項、<u>附則第十六條の二第一項及び附則第十六條の二の二第一項</u>の規定の適用については、第二十二條中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十六條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項前段、第二十三條、第二十四條第一項、附則第十五條第一項、<u>附則第十六條の二第一項及び附則第十六條の二の二第一項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十六條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十六條第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>する。</p> <p>三から五まで 〔略〕</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第三十七条 平成十七年度から令和十一年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>一及び二 〔略〕</p> <p>2 前項の規定は、平成十七年度から令和十一年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第六項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得</p> | <p>する。</p> <p>三から五まで 〔略〕</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第三十七条 平成十七年度から令和八年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>一及び二 〔略〕</p> <p>2 前項の規定は、平成十七年度から令和八年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第三十四条の二第十二項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 <u>第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）<u>第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）<u>第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）<u>第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）<u>第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></u></u></u></u></p> <p>（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第三十九条 〔略〕</p> <p>2から4まで 〔略〕</p> <p>5 第一項の規定の適用がある場合には、次</p> | <p>に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第三十四条の二第十項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第三十九条 〔略〕</p> <p>2から4まで 〔略〕</p> <p>5 第一項の規定の適用がある場合には、次</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>に定めるところによる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第二十二條から第二十三條まで、第二十四條第一項、附則第十五條第一項及び<u>附則第十六條の二第一項</u>の規定の適用については、第二十二條中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十九條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項前段、第二十三條、第二十四條第一項、附則第十五條第一項及び附則第十六條の二第一項<u>中</u>「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十九條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十九條第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>三から五まで 〔略〕</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第四十條 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第二十二條から第二十三條まで、第二十四條第一項、附則第十五條第一項及び<u>附則第十六條の二第一項</u>の規定の適用については、第二十二條中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、</p> | <p>に定めるところによる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第二十二條から第二十三條まで、第二十四條第一項、附則第十五條第一項、<u>附則第十六條の二第一項及び附則第十六條の二の二第一項</u>の規定の適用については、第二十二條中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十九條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項前段、第二十三條、第二十四條第一項、附則第十五條第一項、<u>附則第十六條の二第一項及び附則第十六條の二の二第一項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十九條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十九條第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>三から五まで 〔略〕</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第四十條 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第二十二條から第二十三條まで、第二十四條第一項、附則第十五條第一項、<u>附則第十六條の二第一項及び附則第十六條の二の二第一項</u>の規定の適用については、第二十二條中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第二十二條の二第一項前段、第二十三條、第二十四條第一項、附則第十五條第一項及び附則第十六條の二第一項</p> <p>_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第四十條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十條第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>三から五まで [略]</p> <p><u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第四十二條 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八條の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第十八條第一項及び第二項並びに第二十條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八條の六の四で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えて適用される第十九條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>一 第十九條の規定の適用については、同</u></p> | <p>第二十二條の二第一項前段、第二十三條、第二十四條第一項、附則第十五條第一項、<u>附則第十六條の二第一項及び附則第十六條の二の二第一項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第四十條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十條第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>三から五まで [略]</p> <p><u>第四十二條から第四十五條まで 削除</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第四十二条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p><u>二 第二十二條から第二十三條まで、第二十四條第一項、附則第十五條第一項及び附則第十六條の二第一項の規定の適用については、第二十二條中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十二条第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項前段、第二十三條、第二十四條第一項、附則第十五條第一項及び附則第十六條の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第四十二条第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十二条第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p><u>三 第二十五條の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第四十二条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第四十二条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p><u>四 附則第十二條の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第四十二条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>並びに附則第四十二条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p><u>第四十三条から第四十五条まで 削除</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第四十六条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 <u>第二十二條から第二十三條まで、第二十四條第一項、附則第十五條第一項及び附則第十六條の二第一項</u> <u>の規定の適用について</u> は、第二十二條中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十六條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項前段、第二十三條、第二十四條第一項、附則第十五條第一項及び附則第十六條の二第一項 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第四十六條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十六條第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>三から五まで 〔略〕</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第四十六條の二 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 〔略〕</p> | <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第四十六條 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 <u>第二十二條から第二十三條まで、第二十四條第一項、附則第十五條第一項、附則第十六條の二第一項及び附則第十六條の二の二第一項の規定の適用について</u> は、第二十二條中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十六條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項前段、第二十三條、第二十四條第一項、附則第十五條第一項、<u>附則第十六條の二第一項及び附則第十六條の二の二第一項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第四十六條第一項の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二條の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十六條第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>三から五まで 〔略〕</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第四十六條の二 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 〔略〕</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第四十六条の二第三項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十六条の二第三項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>三から五まで 〔略〕</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第四十七条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 <u>第二十二条から第二十三条まで、第二十四条第一項並びに附則第十五条第一項及び第十六条の二第一項</u>の規定の適用については、<u>第二十二条</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十七条第一項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第二十二条の二第一項前段、第二十三条、第二十四条第一項並びに附則第十五条第一項及び第十六条の二第一項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第四十七条第一項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第二十二条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十七条第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>三から五まで 〔略〕</p> <p>3及び4 〔略〕</p> <p>5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> | <p>第四十六条の二第三項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第二十二条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十六条の二第三項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>三から五まで 〔略〕</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第四十七条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 <u>第二十二条から第二十三条まで、第二十四条第一項並びに附則第十五条第一項、第十六条の二第一項及び第十六条の二の二第一項</u>の規定の適用については、<u>第二十二条</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十七条第一項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第二十二条の二第一項前段、第二十三条、第二十四条第一項並びに附則第十五条第一項、第十六条の二第一項及び第十六条の二の二第一項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第四十七条第一項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第二十二条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第四十七条第一項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>三から五まで 〔略〕</p> <p>3及び4 〔略〕</p> <p>5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第五十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条、<u>第百六十七条の三</u>及び第百七十九条の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山</p> | <p>「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第五十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条、<u>_____</u>及び第百七十九条の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>林所得金額又は法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十二条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二第五項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第六十条、第六十三条、第六十六条、第六十七条の三及び第七十九条の規定の適用については、第六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十三条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二の二第五項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する</p> | <p>林所得金額又は法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十二条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二第五項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第六十条、第六十三条、第六十六条_____及び第七十九条の規定の適用については、第六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十三条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二の二第五項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条、<u>第百六十七条の三</u>及び第百七十九条の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十六条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の四第四項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条、<u>第百六十七条の三</u>及び第百七十九条の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第百七十九条第</p> | <p>場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条_____及び第百七十九条の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十六条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の四第四項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条_____及び第百七十九条の規定の適用については、第百六十条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第二項」とあるのは「法第三百十四条の二第二項」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第百七十九条第</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条、<u>第百六十七条の三</u>及び第百七十九条第一項の規定の適用については、第百六十条第一項中「山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第百七十九条第一項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第百七十九条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十八条の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第八条第四項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における</p> | <p>規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第百六十条、第百六十三条、第百六十六条_____及び第百七十九条第一項の規定の適用については、第百六十条第一項中「山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第百七十九条第一項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第百七十九条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第五十八条の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第八条第四項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」と、第七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第六十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第六十条、第六十三条、第六十六条、<u>第六十七条の三</u>及び第七十九条の規定の適用については、第六十条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第三百十四条</p> | <p>び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」と、第七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第六十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第六十条、第六十三条、第六十六条_____及び第七十九条の規定の適用については、第六十条第一項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第三百十四条</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> | <p>の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第二項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、第百七十九条第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> |

(第2条による改正)

特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例

(平成十七年青森市条例第六十三号) 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(市民税の減免)</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 市長は、市民税の納税義務者のうち、特別災害によりその者（同一生計配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について生じた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の十分の三以上の額であるもので前年中の法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡</p> | <p>(市民税の減免)</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 市長は、市民税の納税義務者のうち、特別災害によりその者（同一生計配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について生じた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の十分の三以上の額であるもので前年中の法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>所得金額（法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第三十五條第五項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五條の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額又は法附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。以下「合計所得金額」という。）が千万円以下であるものが納付すべき当該年度分の市民税に係る税額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の表の区分により減免するものとする。</p> <p>[略]</p> <p>3及び4 [略]</p> <p>[略]</p> | <p>所得金額（法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第三十五條第五項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額</p> <hr/> <p>又は法附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。以下「合計所得金額」という。）が千万円以下であるものが納付すべき当該年度分の市民税に係る税額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の表の区分により減免するものとする。</p> <p>[略]</p> <p>3及び4 [略]</p> <p>[略]</p> |

(第3条による改正)

特別災害による被害者に対する介護保険料減免の特別措置に関する条例

(平成十八年青森市条例第七号) 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(保険料の減免)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 市長は、第一号被保険者のうち、特別災害により当該第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅又は家財について生じた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の十分の三以上の額であるもので、当該第一号被保険者、その属する世帯の世帯主及び当該第一号被保険者の配偶者の前年中の法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額、<u>法附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額</u>又は法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当</p> | <p>(保険料の減免)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 市長は、第一号被保険者のうち、特別災害により当該第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅又は家財について生じた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の十分の三以上の額であるもので、当該第一号被保険者、その属する世帯の世帯主及び当該第一号被保険者の配偶者の前年中の法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額_____</p> <p>_____又は法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p data-bbox="268 360 783 624">該金額を含む。以下「合計所得金額」という。)の総額が千万円以下であるものが納付すべき当該年度分の保険料の額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の表の区分により減免するものとする。</p> <p data-bbox="256 647 309 678">〔略〕</p> <p data-bbox="245 701 443 732">3及び4 〔略〕</p> <p data-bbox="256 754 309 786">〔略〕</p> | <p data-bbox="837 360 1353 624">該金額を含む。以下「合計所得金額」という。)の総額が千万円以下であるものが納付すべき当該年度分の保険料の額のうち、当該特別災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の表の区分により減免するものとする。</p> <p data-bbox="826 647 879 678">〔略〕</p> <p data-bbox="815 701 1013 732">3及び4 〔略〕</p> <p data-bbox="826 754 879 786">〔略〕</p> |